

第 3 章 給 与 関 係

職員の給与に関して、令和 6 年 4 月現在における職員の給与及び県内民間事業所の給与を調査し、これらに基づいて、職員の給与等に関する報告、勧告及び意見の申出を行った。

1 職員の給与等に関する報告（意見）及び勧告

令和 6 年 1 0 月 1 7 日、地方公務員法第 8 条、第 1 4 条及び第 2 6 条の規定に基づき、議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行った。

その概要は、次のとおりである。

(1) 職員の給与に関する報告（意見）及び勧告

ア 職員の給与の状況

本委員会が実施した「令和 6 年職員給与実態調査」によると、令和 6 年 4 月 1 日において、職員の総数は 5 4, 9 5 5 人で、平均年齢は 3 9. 1 歳となっている。これらの職員の平均給与月額（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び管理職手当等の合計額）は、4 0 2, 4 7 7 円となっている。

これらのうち、行政職給料表の適用を受ける職員の平均年齢は 4 1. 0 歳、平均給与月額は 3 7 4, 7 2 0 円となっている。

イ 民間給与の調査

職員給与と民間給与との精密な比較を行うため、企業規模 5 0 人以上、かつ、事業所規模 5 0 人以上である県内の 2, 2 6 6 民間事業所のうちから、層化無作為抽出法によって抽出した 4 7 4 の事業所について「令和 6 年職種別民間給与実態調査」を実施し、公務と類似すると認められる 7 6 職種の 1 4, 5 4 5 人の従業員について、令和 6 年 4 月分として支払われた給与月額等を個別に調査した。

また、各民間企業における各種手当・給与改定の状況、初任給等についても事業所単位で調査した。

ウ 職員給与と民間給与との比較

本委員会は、前記の職員給与実態調査及び職種別民間給与実態調査の結果に基づき、職員にあつては行政職、民間にあつてはこれと類似すると認められる職種の常勤の従業員について、職務の種類別に、役職段階、学歴、年齢が対応すると認められる者同士の諸手当を含む給与額を対比させ精密に比較した。その結果、職員給与が民間給与を 1 人当たり平均 1 0, 5 8 9 円（2. 7 9 %）下回っていた。

また、令和 5 年 8 月から令和 6 年 7 月までの 1 年間において、民間事業所で支払われた賞与等の特別給は、所定内給与月額の 4. 5 9 月分に相当しており、職員の期末・勤勉手当の年間の平均支給月数（4. 5 0 月）が民間の特別給の

年間支給割合を下回っていた。

エ 生計費

令和6年4月におけるさいたま市の2人世帯、3人世帯及び4人世帯の標準生計費は、それぞれ194,960円、233,730円及び272,540円となっている。

オ 職員の給与改定

(ア) 月例給（令和6年4月から実施）

行政職給料表：若年層に特に重点を置きつつ、全ての職員を対象に引上げ
改定

行政職給料表以外の給料表：行政職給料表との均衡を基本に改定

(イ) 特別給（令和6年12月から実施）

民間の特別給の年間支給割合に見合うように、職員の特別給（期末手当・勤勉手当）の年間の平均支給月数を引き上げる。（年間4.50月→4.60月、引上げ分は期末手当・勤勉手当に均等に配分）

カ 社会と公務の変化に応じた給与制度の整備（給与制度のアップデート）

(ア) 給料表

初任給・若年層の水準を大幅に引上げ、特に管理職層についてより職責を重視した給与体系となるよう見直し

(イ) 諸手当

a 扶養手当

配偶者に係る手当を廃止、子に係る手当を増額

b 地域手当

国の支給基準等の見直しを踏まえ、地域手当の支給割合を見直し

c 通勤手当

支給限度額を引上げ、この範囲内で特急料金も全額支給、及び新幹線通勤等の要件を緩和

d 在宅勤務等手当

県内民間事業所における在宅勤務関連手当の支給状況、本県職員の在宅勤務の実施状況を踏まえ、在宅勤務等手当を新設

(2) 人事管理に関する報告(意見)

ア 人材の確保について

(ア) 人材確保の重要性と課題

本県は、人口減少や超少子高齢社会への対応、激甚・頻発化する自然災害に対する備えなど多くの課題に直面している。また、行政ニーズは以前にも

増して複雑多岐にわたっている。こうした中、県民が安心・安全に暮らせる社会を構築し、持続的に発展させていくためには、担い手となる優秀な職員を着実に確保し、その能力や意欲を最大限引き出して、組織全体のパフォーマンスを高めていくことが極めて重要となる。人材の不足は、業務の質や量の低下を招き、さらには、県庁組織全体の機能低下につながる恐れもある。

このような事態を回避するためには、人材の確保は、行政サービスの持続的、安定的な提供に不可欠な要素であることを県庁組織全体で共有し、あらゆる機会、あらゆる手段を活用して、人材確保に向けた取組を積極的に推進していく必要がある。

(イ) 人材確保の具体的方向

本県では、受験者の負担感を軽減し、誰もがチャレンジしやすい職員採用試験の実施を目指し、令和5年度から継続的に試験制度を見直し、技術系専門職を中心に受験者数が増加するなど、一定の成果を上げている。引き続き、求職者の動向や民間企業を含めた採用市場全体の変化を注視しながら、不断の見直しを進めていく必要がある。

多くの受験者を確保していくためには、これまで十分にアプローチできていなかった新たな層を取り込むための広報を充実させていく必要がある。この新たな層を本県採用試験の受験者として獲得するため、県政業務に対する興味・関心を喚起するための広報活動が重要である。

一方、組織の安定性、信頼性を継続的に確保していく上では、人材確保と併せて在職職員の離職防止にも力を入れていく必要がある。

イ 人材の育成及び活用について

(ア) 人材の育成

若手職員が増加し、また働き方に対する職員の意識が多様化するなど本県組織内の人的環境が変わりつつある。職員として採用された後に、人事異動により次々と異なる職務を担当する中であって、一人一人の能力を発揮させるためには、組織的、計画的な人材育成が必要である。

(イ) 能力・実績に基づく人事管理の徹底

効率的な県政運営のためには、職員一人一人の意欲と能力の向上を図っていくことが重要である。人事評価制度は、任用や給与をはじめとした人事管理の基礎となるものである。人事評価の実施と評価結果の活用は人材の確保・定着の観点からもより重要となっており、地方公務員法の趣旨に沿って適切に運用する必要がある。

(ウ) 女性職員の活躍の推進

女性職員の活躍の推進については、その職域を広げ、より多様な職場で職員の能力を最大限に発揮できるようにするため、管理職登用を含めた女性職

員の活躍を推進する取組を引き続き実施していくことが重要である。

ウ 働き方改革と勤務環境の整備等

(ア) 業務の見直しと柔軟な働き方に資するD Xの更なる推進

人口減少による労働力不足が一層顕著になっていく中で、業務の見直しと働き方改革はより積極的に推進していく必要がある。限られたリソースの中にあつては、業務の見直しを進め、無駄な仕事の削除、削減、改善を常に意識し積極的に業務の効率化に取り組み、創意工夫を行い、労働生産性の向上を図る必要がある。

(イ) 仕事と生活の両立支援の推進

仕事と生活の両立支援を図るためには、個々の職員の事情を尊重した柔軟な働き方が必要である。このような観点から、時間にとらわれない働き方を選択できることは職員のWell-beingの実現にもつながり、ひいては組織パフォーマンスの向上と優秀な人材の確保・定着に資することから重要である。

(ウ) 総実勤務時間の縮減

時間外勤務を更に縮減するためには、上限規制の趣旨を踏まえ、勤務時間を客観的に把握するとともに、時間外勤務に係る要因を的確に検証し、その結果を踏まえた適切な対応を行う必要がある。

県教育委員会では、「学校における働き方改革基本方針」を定め、教職員の働き方改革を進めている。引き続き、教員の業務負担軽減につながるよう現場の状況を踏まえて適切な業務改善支援を進めていくなど、目標達成に向けた取組を加速する必要がある。

さらに、未配置・未補充が解消されない状況が依然続いており、解消に向けて、他都道府県の取組事例を収集し本県の取組に生かすなど一層の努力が求められる。

エ 心身の健康管理、ハラスメントの防止及び公務員倫理の徹底

精神疾患により長期療養する職員は若手職員を中心に増加しており、引き続き、メンタルヘルス対策を中心に、職員の心身の健康の保持・増進への取組を強化する必要がある。また、近年、全国的に猛暑日が増加しているが、快適で働きやすい執務環境づくりに留意することも重要である。

ハラスメントについては、加害の意識がないまま行われているケースもあることから、被害職員の人格を不当に傷つけることがある。組織全体の課題として風通しの良い職場づくりを進めていくため、職場研修等を通じてこういった行為がハラスメントに当たりうるかなど職員の意識

を高めるとともに、被害職員に寄り添った丁寧な対応に努めなければならない。

職員は、県民全体の奉仕者として県民からの信頼に応えるため、高い倫理感、使命感を持って行動すべきこと常に深く自覚しなければならない。しかしながら、依然として職員による不祥事は後を絶たないことから、様々な機会を捉えて公務員倫理の徹底と厳正な服務規律の確保を図り、職員の不祥事が起こることのないよう、その防止に取り組んでいくことが重要である。

2 職員給与実態調査

(1) 令和6年4月における職員の平均給与月額等は、次のとおりである。

	行政職給料表適用職員	全職員
	円	円
給料	324,576	349,950
扶養手当	6,537	7,500
地域手当	28,486	30,299
住居手当	6,511	6,470
管理職手当	8,606	4,565
その他	4	3,693
平均給与月額	374,720	402,477

注 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。

2 その他は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。

(2) 給料表別平均給与月額等

給料表	職員数	平均 年齢	平均 経験年数	給料	扶養 手当	地域 手当	住居 手当	管理職 手当	その他の 手当	平均給与月額
行政職	人 8,531	歳 41.0	年 18.6	円 324,576	円 6,537	円 28,486	円 6,511	円 8,606	円 4	円 374,720
公安職	11,663	38.4	17.5	343,259	11,854	29,860	5,002	1,790	85	391,850
研究職	306	42.6	19.4	365,059	9,397	32,230	7,300	9,913	0	423,899
医療職(1)	48	43.8	19.0	452,775	6,083	78,646	9,452	32,679	249,196	828,831
医療職(2)	340	40.0	16.5	330,069	5,403	28,426	6,380	3,942	0	374,220
医療職(3)	246	40.9	17.6	333,929	3,911	28,439	5,691	2,214	0	374,184
教育職(1)	10,009	40.1	17.5	370,128	6,672	31,698	7,424	2,341	7,335	425,598
教育職(2)	22,784	38.2	15.6	355,747	6,142	30,680	6,752	5,560	5,115	409,996
学校栄養職	45	44.3	23.1	358,353	2,622	30,005	4,878	0	0	395,858
事務職	982	38.2	16.6	310,062	5,434	26,278	7,181	0	0	348,955
特定任期付職員	1									
全給料表	54,955	39.1	16.9	349,950	7,500	30,299	6,470	4,565	3,693	402,477

- 注 1 給料には、給料の調整額、教職調整額等を含む。
 2 その他の手当は、単身赴任手当及び初任給調整手当等である。
 3 特定任期付職員給料表の欄における斜線は、当該手当の支給制度がないことを示す。

(3) 給料表別人員及び学歴別・性別人員構成比

給料表	職員数	学歴別人員構成比				性別人員構成比	
		大学卒	短大卒	高校卒	中学卒	男性	女性
	人	%	%	%	%	%	%
行政職給料表	8,531	81.2	6.3	12.5	0.0	61.7	38.3
公安職給料表	11,663	44.1	5.8	50.1	—	87.5	12.5
研究職給料表	306	96.4	1.6	2.0	—	76.1	23.9
医療職給料表(1)	48	100.0	—	—	—	68.7	31.3
医療職給料表(2)	340	90.3	9.4	0.3	—	31.5	68.5
医療職給料表(3)	246	57.7	41.9	0.4	—	11.8	88.2
教育職給料表(1)	10,009	96.1	2.4	1.5	—	55.3	44.7
教育職給料表(2)	22,784	95.1	4.9	0.0	—	44.6	55.4
学校栄養職給料表	45	35.6	64.4	—	—	4.4	95.6
事務職給料表	982	54.9	13.5	31.6	—	45.1	54.9
特定任期付職員給料表	1						
全給料表	54,955	81.4	5.2	13.4	0.0	58.3	41.7

注 再任用職員は含まれていない（以下(5)まで同じ。）。

(4) 給料表別・級別人員分布

給料表	1級	2級	特2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級	10級
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	972	1,473		2,075	2,073	742	741	350	75	15	15
公安職給料表	470	1,354		2,351	4,396	1,977	467	447	144	57	
研究職給料表	—	71		172	61	2					
医療職給料表(1)	15	19		10	4						
医療職給料表(2)	1	33		56	129	75	39	6	1		
医療職給料表(3)	—	21		99	53	59	14	—			
教育職給料表(1)	200	9,345	97	237	130						
教育職給料表(2)	—	20,172	585	1,088	939						
学校栄養職給料表	—	—		1	18	26					
事務職給料表	134	168		211	272	125	72				

(5) 給料表別・年齢別人員分布

給料表 年齢	行政職	公安職	研究職	医療職 (1)	医療職 (2)	医療職 (3)	教育職 (1)	教育職 (2)	学校 栄養職	事務職	特定 任期付 職員	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
17歳以下												
18	15	59								4		78
19	15	108								2		125
20	17	117					1			4		139
21	24	111			1	1		1		17		155
22	195	288	1		8	5	145	529		15		1,186
23	224	301	3		5	8	186	609		28		1,364
24	260	296	8	1	5	11	242	663		20		1,506
25	280	318	3	2	6	11	210	708		26		1,564
26	251	278	7	1	10	6	231	728		23		1,535
27	222	347	12	1	8	10	304	753		32		1,689
28	232	335	10	3	12	4	315	757		21		1,689
29	251	329	12	1	4	5	359	874		37		1,872
30	239	300	6		13	7	375	881		49		1,870
31	282	327	13	3	13	7	362	862		32		1,901
32	231	329	9	3	12	2	381	920		25		1,912
33	273	257	7	1	16	4	380	902		30		1,870
34	251	344	10		10	7	384	877		33		1,916
35	191	380	9	1	20	6	394	885	3	36		1,925
36	184	382	7	4	13	7	370	873	1	49		1,890
37	198	375	5	1	12	5	331	796	2	51		1,776
38	201	404	5	1	18	7	284	760	4	31		1,715
39	175	421	4		9	4	260	628	4	27		1,532
40	162	409	8		10	4	229	581	5	25		1,433
41	145	424	8	1	10	4	234	578	3	25		1,432
42	151	461	7		10	5	204	558	3	41		1,440
43	168	404	6		8	4	243	564	1	26		1,424
44	147	397	6	1	5	5	205	520	2	30		1,318
45	121	341	4	1	3	4	225	517	2	15		1,233
46	141	337	8	2	6	10	197	460		19		1,180
47	161	288	6	1	3	6	213	368		10		1,056
48	154	251	7		3	5	202	401		16		1,039
49	206	283	7	1	3	7	210	409	5	16		1,147
50	258	257	7	1	5	4	219	404	1	21		1,177
51	251	218	12	1	4	9	219	361		20		1,095
52	315	189	10	1	10	12	193	344	2	19		1,095
53	316	151	7		11	11	209	343	2	20		1,070
54	294	149	10		10	10	193	362	3	14		1,045
55	309	163	18	1	10	8	188	366		17		1,080
56	312	134	14	2	6	8	214	397		12		1,099
57	226	113	10	1	5	3	244	397		8		1,007
58	257	146	10	1	11	4	302	400	2	16		1,149
59	224	142	10	3	12	6	349	447		20		1,213
60	2			1			3	1				7
61				2								2
62				3								3
63												0
64				1								1
65												0
66歳以上												0
合計	8,531	11,663	306	48	340	246	10,009	22,784	45	982	1	54,955

3 職種別民間給与実態調査

本委員会は、職員の給与を検討するため、令和6年4月現在における民間給与の実態を調査した。

(1) 調査対象事業所

全産業の企業規模50人以上、かつ、事業所規模50人以上の県内の民間事業所2,266事業所

(2) 調査事業所の抽出

調査対象事業所を組織、規模、産業によって27層に層化し、これらの層から474事業所を無作為に抽出

【産業別・企業規模別調査事業所数】

産業 企業規模	規模計			
	500人以上	100人以上 500人未満	100人未満	
産業計	事業所 364	事業所 184	事業所 138	事業所 42
農業，林業，漁業	—	—	—	—
鉱業，採石業，砂利採取業、 建設業	21	11	8	2
製造業	176	76	76	24
電気・ガス・熱供給・水道業、情 報通信業、運輸業、郵便業	72	35	26	11
卸売業，小売業	24	16	7	1
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	12	10	2	—
教育，学習支援業、 医療，福祉、サービス業	59	36	19	4

注 1 上記調査事業所のほか、企業規模、事業所規模が調査対象となる規模を下回っていたため調査対象外であることが判明した事業所が6所、調査不能の事業所が104所あった。

2 調査対象事業所474所から企業規模、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所6所を除いた468所に占める調査完了事業所364所の割合（調査完了率）は、77.8%である。

3 「500人以上」とは、企業規模500人以上、かつ、事業所規模50以上の事業所を、「100人以上500人未満」とは、企業規模100人以上500人未満、かつ、事業所規模50以上の事業所を、「100人未満」とは、企業規模50人以上100人未満、かつ、事業所規模50以上の事業所をいう。

4 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」及び「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教及び外国公務に分類されるものを除く。）である。

(3) 調査実人員

14,545人。なお、初任給関係以外の調査職種該当者（母集団）の推定数は122,722人。